

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	鹿沼市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0077/info-0000003675-0.html">http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0077/info-0000003675-0.html</a>

執行機関名 鹿沼市長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第5の項 鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和四十年八月十八日法律第百四十一号)第1条	鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>妊産婦に対し医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする</u>
⑦独自利用事務の関連規範		鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第19号) 鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年鹿沼市規則第10号)